

第6章 計画の推進体制・進捗管理

1 計画の推進体制

市・市民・事業者の協働と連携により、各主体が一体となって本計画の推進を図ります。

(1) 石岡市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「石岡市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

(2) 石岡市環境政策検討委員会

本計画の環境の保全に関する目標及び政策の基本的な方向性を検討し、関係課における総合的な連絡及び調整を図り、施策及び事業を推進します。

(3) 石岡市生活環境部生活環境課

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、石岡市生活環境部生活環境課を中心として関係部署との緊密な連携のもとに、本計画に掲げる施策の推進及び総合的な調整を図ります。また、計画の進行管理、情報収集・情報発信を行います。

(4) 市民・市民団体・事業者等の各種体との協働・連携

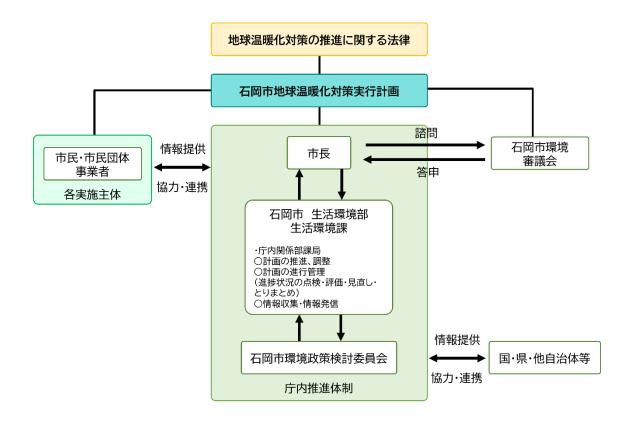
本計画を推進するために、市民・市民団体及び事業者等の協力が不可欠であるため、 地球温暖化等に関する周知啓発を行うことにより、温暖化対策への意識の醸成を図り、 共に環境に配慮した行動を実践していきます。

(5) 国·県·他市町村等

本計画を推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村等と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。



< 推進体制概念図 >





2 進捗管理

本計画の進捗管理は、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルを基本とし、「石岡市環境基本計画」、「石岡市地域気候変動適応計画」の進捗管理と整合性を図るとともに、計画の見直し、必要な取組を実施していきます。

< PDCA サイクル >



計画	■ 市・市民・事業者等と協働で本計画を策定します。
(Plan)	■ 計画を推進するなかで、必要に応じて計画を見直します。
実行 (Do)	 市は、市民・事業者等へ計画を周知し、環境保全活動の普及・啓発を行います。 市・市民・事業者等は、それぞれの立場で計画に掲げる取組を実施します。また、協働による環境保全活動へ参加・協力します。
点検·評価 (Check)	本計画の進捗状況などについて、石岡市生活環境部生活環境課で点検・ 評価を行います。進捗状況の評価結果に対して石岡市環境審議会において意見等をもらい ます。
見直し (Action)	■ 点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて計画の推進方針や施策内容の 見直しを検討し、改善を図ります。